

**令和5年7月3日から  
住宅リフォーム支援事業補助金交付申請の受付を開始します。  
<補助金総額1,000万円>**

**住宅リフォームのQ&A**



**Q1** どんな住宅が申請できるの？

**A1** 町内にある専用住宅、併用住宅（住宅部分）、共同住宅の改修です。

**Q2** 施工業者はどこでもいいの？

**A2** 町内に事業所、営業所がある法人及び個人事業者に限ります。

**Q3** 申請は何回できるの？

**A3** 令和5年度から令和8年度までの期間に同一住宅で2回補助金を受けることができます。ただし、令和5年度で補助金を受けることができるのは1回限りです。

**Q4** どんな人が申請できるの？

**A4** 住宅の所有者で、町内に住民票があって、かつ居住していること、貸家住宅については、現に居住している人がいること、このほか町税等の滞納が無いことなど、いろいろな要件があります。詳しくは担当係までお問い合わせください。

**Q5** 申請はどのタイミングですか？

**A5** 補助金の申請は、リフォーム工事に着手する前にしなければなりません。

**Q6** 補助金の額は？

**A6** 10万円以上の工事で、工事費の25%です。ただし、補助金の上限額は30万円です。

**Q7** 補助金は現金でもらえるの？

**A7** 補助金のうち、5分の1を商工会商品券、残りを現金（振込）で支払います。  
(工事費150万円の場合 補助金 30万円 内訳 商品券6万円 現金24万円)

**Q8** 申請には何が必要なの？

**A8** 申請書のほか、①住宅の所有者が分かる書類、②見積書等、③工事前の写真、④滞納等調査の同意書、⑤住民票（世帯全員）の書類が必要です。その後も、着手や完了の段階で必要な書類があります。